平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号 特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令

条の規定に基づき、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令を次のように定め 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十四条第一項及び第四十

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第二十四条第一項の主務省 以下同じ。)について、当該特定容器包装の材質に関する事項とする。 産省・経済産業省令第一号。以下「特定容器包装省令」という。)第二条に規定するものを除く。 の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令(平成十三年財務省・厚生労働省・農林水 のポリエチレンテレフタレート製容器及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五 な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令(平成 主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料(資源の有効 令で定める同項第一号に掲げる事項は、特定容器包装(容器包装(商品の容器及び包装であっ 二十年農林水産省・経済産業省令第一号)で定める調味料をいう。)又は酒類を充てんするため て、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。)のうち、

第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、 げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 別表第一の上欄に掲

(遵守事項)

(施行期日)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

四十四条までの規定は、適用しない。 次に掲げる特定容器包装については、法第二十五条、 第三十七条第二項及び第四十二条から第

平成十五年三月三十一日までに製造された特定容器包装

輸入されたものに限る。)を入れ又は包んだ当該特定容器包装 特定容器包装に入れられ又は特定容器包装で包まれた商品(平成十五年三月三十一日までに

(平成二〇年二月六日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

則 (令和元年七月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施

別表第一(第二条関係)

掲げる容器を製造する事業者(収益事業を行う者に表示をすること。 号。以下「容器省令」という。)第一号又は第二号に刷し、ラベルをはり又は刻印することにより |装を定める省令(平成十三年経済産業省令第五十二|き、特定容器包装の表面に、一箇所以上、 表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包とにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別 別表第二の上欄の指定表示製品の区分ご 印

> 包装全体における当該特定容器包装を示すふ役割名(当該特定容器包装に係る商品の容器 れ同表の下欄に定める様式に基づく表示をす じ。)を併記するときは、前号の規定にかかわた、内袋その他の部分の名称をいう。以下同 るとともに、当該表示に当該特定容器包装 同号の表示を省略することができるこ

容器包装に優先して当該一体容器包装の表面られる一体容器包装があるときは、他の一体 に基づく表示をするとともに、当該表示に当区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式 由により不可能な特定容器包装については、 当該特定容器包装と同時に廃棄されると認め 同号の規定にかかわらず、同号の表示を省略 該特定容器包装の役割名を併記するときは、 所以上、印刷し、ラベルをはり又は刻印する であって、当該一体容器包装の表面に、一箇 当該特定容器包装の一体容器包装がある場合 条第二項に規定するものをいう。以下同じ に表示及び併記をしなければならない。 することができること。この場合において、 ことにより別表第二の上欄の指定表示製品 である特定容器包装又は第一号の表示をする ことが素材上、構造上その他やむを得ない 表示を構成する文字及び記号は、特定容 無地の容器包装(特定容器包装省令第

器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明で あり、かつ、容易に識別できること。 第一号から第三号までの規定による表示

又は併記に装飾を施すに当たっては、

前号に

反しないものとすること。

者に直接若しくは間接に当該特定容器包装の素材、 事業者(外国において自ら当該特定容器包装を製造き、特定容器包装の表面に、一箇所以上、 |する者若しくはその製造を発注する者又はこれらの刷し、ラベルをはり又は刻印することにより、 |まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する|とにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づ 特定容器包装に入れられ又は特定容器包装で包 表示をすること。 別表第二の上欄の指定表示製品の区分 印

装の役割名を併記するときは、 をするとともに、当該表示に当該特定容器包 れぞれ同表の下欄に定める様式に基づく表示 表第二の上欄の指定表示製品の区分ごとにそ し、ラベルをはり又は刻印することにより別 該一体容器包装の表面に、一箇所以上、印 られる一体容器包装がある場合であって、 特定容器包装と同時に廃棄されると認 前号の規定に 当

限る。) 構造、自己の商標の使用等に関する指示を行う者に

の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞ

2	2							
指定表示製品の区分	別表第二(第二条関係)						指示を行う者を除く。)	器包装の素材、構造、
様式								自己の商標の使用等に関するをすること。
		たっては、前号に反しないものとすること。三 第一号に規定する表示に装飾を施すに当	あり、かつ、容易に識別できること。器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明で	一表示を構成する文字及び記号は、特定容の行言となる。	の役削名を并記しなければならない。ることにより、当該表示に当該特定容器包装	箇所以上、印刷し、ラベルをはり又は刻印すある場合は、 当該一体容器包装の表面に、 一	装が、当該特定	をすること。ただし、当該表示をされる容器

器包装については、当該特定容器包装の一体 かかわらず、 容器包装がある場合であって、当該一体容器 他やむを得ない理由により不可能な特定容 一号の表示をすることが素材上、 容器包装である特定容器包装又は 同号の表示を省略することがで

体容器包装の表面に表示及び併記をしなけ ときは、 廃棄されると認められる一体容器包装がある |の場合において、当該特定容器包装と同時に 同号の表示を省略することができること。こ |の下欄に定める様式に基づく表示をするとと 欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表 をはり又は刻印することにより別表第二の上 |包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベル を併記するときは、同号の規定にかかわらず もに、当該表示に当該特定容器包装の役割名 ばならない。 他の一体容器包装に優先して当該

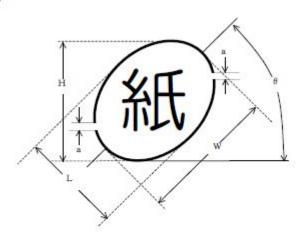
あり、 器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明で 又は併記に装飾を施すに当たっては、 第一号から第三号までの規定による表示 表示を構成する文字及び記号は、 かつ、容易に識別できること。 前号に 特定容

反しないものとすること。

|者又はこれらの者に直接若しくは間接に当該特定容|ラベルをはり又は刻印することにより、 |該特定容器包装に係る商品であって、自ら輸入した||体容器包装の表面に、別表第二の上欄の指定 |包装の表面に、印刷し、ラベルをはり又は刻印する||刻印することにより日本語が表示されている 容器包装を製造する者若しくはその製造を発注する定める様式に基づき、一箇所以上、印刷し、 ことにより日本語が表示されている場合における当|特定容器包装若しくは当該特定容器包装の 特定容器包装又は当該特定容器包装の一体容器 (外国において自ら当該特定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に 箇所以上、 印刷し、 ラベ ルをはり又け 表示

ものを販売する事業者

様式一



備

H:高さ(6mm以上)

LはHの7/8とし、WはHの1.1倍とする。

: 楕円の切れ目の幅(Hの7/100以内)

: 楕円の傾き (45°

文字の大きさは日本産業規格Z8305に規定する 6ポイントの活字以上の大きさとする。

構造上そ

様式

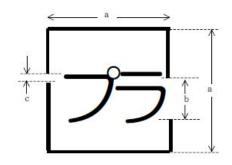
ラスチック製のもの

||特定容器包装のうち主として紙|特定容器包装への印刷又はラベルをはることによる表示について 製のもの |特定容器包装のうち主としてプ

/特定容器包装への印刷又はラベルをはることによる表示につい 特定容器包装への刻印については、様式二

特定容器包装への刻印については、様式四

様 式 様式二 三 様 式 二

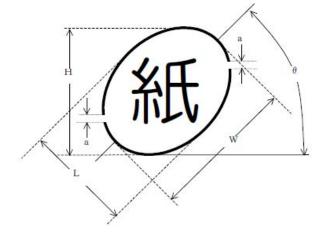


備考

a:一辺の長さ(6m以上)

b:正方形の切れ目の幅(aの2/5以内) c:正方形の切れ目の幅(aの1/14以内)

文字の大きさは日本産業規格 Z 8305 に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさとする。



備老

H:高さ (8 mm以上)

LはHの7/8とし、WはHの1.1倍とする。

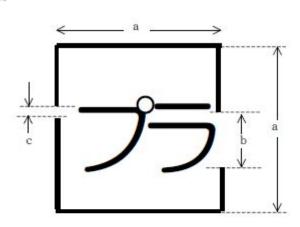
a:楕円の切れ目の幅(Hの7/100以内)

θ: 楕円の傾き (45°)

文字の大きさは日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさとする。

様式四





備考

a:一辺の長さ(8mm以上)

b:正方形の切れ目の幅 (aの 2/5以内)

c:正方形の切れ目の幅(aの1/14以内)

文字の大きさは日本産業規格 Z 8305に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさとする。